

「警察職員協議会運営要領」及び「提案処理要領」 の制定について

(平成20年9月29日岩警発第1106号警察本部長)

各 部 長
主 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要領を別添1及び別添2のとおり制定し、平成20年10月1日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、「岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令の制定について」(昭和54年5月21日付け岩警第266号)及び「警察職員協議会運営要領」及び「提案処理要領」の制定について(昭和54年5月21日付け岩警第267号)は、廃止する。

別添1

警察職員協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令(昭和54年岩手県警察本部訓令第17号。)第11条第4項の規定により、岩手県警察職員協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 協議会は、会員26名以内をもって組織する。

2 会員の任期は、原則として2年とする。ただし、異動等により交替が行われたときは、新たに同一階級又は同相当職にある者を残任期間指名するものとする。

(会長及び副会長)

第3 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、会員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、新たに選出するものとする。

(会議)

第4 協議会は、岩手県警察士気高揚専門委員会(以下「本部委員会」という。)委員長が、年1回以上招集する。

2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(要望意見等の措置)

第5 協議会における要望、意見等は、会長がとりまとめ、本部委員会に提案するものとする。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、警務課において処理する。

別添 2

提案処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県警察職員の士気高揚に関する訓令(昭和54年警察本部訓令第17号。以下「訓令」という。)第17条第2項の規定により、職員からの提案の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(提案の方法)

第2 提案は、次の方法により行うものとする。

- (1) 提案は、提案書(様式第1号)を送付し、又はぴかば提案箱(岩手県警察ワイドエリアネットワークシステムを利用した提案の投稿、閲覧、管理等を行うシステムをいう。以下同じ。)に投稿することにより行うものとする。
- (2) 提案は、事務処理の迅速、的確を期すため1件ごとに行うものとする。
- (3) 提案は、個人提案は個人名で、共同提案は連名で、団体提案は代表者名とするものとする。
- (4) 提案の内容は、簡明に記載し、必要により関係資料を添付することができるものとする。

(本部委員会における処理)

第3 岩手県警察士気高揚専門委員会(以下「本部委員会」という。)の委員長(以下「本部委員長」という。)は、提案を受けたときは提案処理票(様式第2号)に必要な事項を記載して、提案書又はぴかば提案箱による投稿内容の写し(以下「提案書等」という。)とともに提案事項を主管する課等の長(以下「主管課等の長」という。)に送付するものとする。

(主管課等における処理)

第4 提案処理票及び提案書等の送付を受けた主管課等の長は、速やかに提案の内容を検討し、その結果を主管課事前審査票(様式第3号)に記入し、提案処理票及び提案書等とともに本部委員長に返送するものとする。

(本部委員会への付議)

第5 本部委員長は、主管課等の長から主管課事前審査票、提案処理票及び提案書等の返送を受けたときは、これを本部委員会の審議に付するものとする。ただし、主管課等において容易に解決できるものについては、この限りでない。

(採択)

第6 提案の採択は、次の区分に従い行うものとする。

- (1) 採用 適正な提案で改善又は実現可能なもの
- (2) 一部採用 提案の一部について改善又は実現可能なもの
- (3) 参考 提案の趣旨は良いが、予算その他に制約されて直ちに実現することが困難なもの
- (4) 不採用 既に改善されているもの又は実現不可能なもの

(審議結果の周知)

第7 本部委員長は、提案の審議結果をぴかば提案箱に掲載することにより、職員に周知するものとする。

(表彰関係)

第8 表彰は、次の方法により行うものとする。

- (1) 本部委員会において採択された提案のうち優秀なものについては、本部長表彰又は警務部長表彰を上申するものとする。
- (2) 本部委員長は、本部長表彰及び警務部長表彰には至らないが、着想がすぐれ、改善後相当の成果が期待できる提案又は研究の成果がうかがわれる提案に対しては、次の提案賞を授与するものとする。
 - ア 優秀賞 着想がすぐれ、改善後相当の成果が期待できる提案に対する賞
 - イ 優良賞 優秀賞には該当しないが、研究の成果がうかがわれる提案に対する賞

様式第2号（第3関係）

年 月 日									
提 案 処 理 票									
主 管 課 等				岩 手 県 警 察 士 気 高 揚 専 門 委 員 会					
課長等	次長等	課 長 補 佐	課 僚	警 務 部 長	警 務 課 長	警 務 調 査 官	企 画 室 長	課 長 補 佐	課 僚
<p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">岩手県警察士気高揚専門委員会 委 員 長</p> <p>別添のとおり「私の提案」があったので事前審査されたい。</p>									
<p>岩手県警察士気高揚専門委員会 委 員 長 殿</p> <p>事前審査の結果を別添主管課事前審査票のとおり報告する。</p>									
受理年月日				整 理 番 号					
分 類									
タイトル									

主 管 課 事 前 審 査 票

年 月 日	
岩手県警察士気高揚専門委員会委員長 殿	
分 類	
タイトル	
事前審査結果	

この担当者
係 名
氏 名
警 電